資料３

令和８年１０月２３日
保 健 福 祉 政 策 部
生　活　福　祉　課

終活情報登録事業の実施について

１　主旨

単身世帯や身寄りのない高齢者が増加する中、判断能力が低下した際の生活や死後の対応に対する不安が高まっている。区は令和８年７月に終活支援センターを開設し、区民一人ひとりの状況に応じた相談・支援体制の整備を進めているが、あわせて、病気や事故などで意思表示ができなくなった場合や死亡時に、本人の意思を円滑かつ的確に関係機関や情報開示対象者に伝える仕組みを構築することが必要である。

このたび、区は、個人の尊厳が守られ、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現に向け、終活情報登録事業を実施する。

２　現状と課題

身寄りのない高齢者は増加傾向にあり、民間の調査会社が算出した推計値によれば、２０２４年で３７１万人であった子・配偶者がいない高齢者数は２０５０年には８３４万人まで増加する見込みである。

こうした中、病気や事故等により本人が意思表示できなくなった場合、緊急連絡先等の情報が把握できず、関係者への連絡が困難となることで、適切な支援につながらないおそれがある。

死亡後においても、納骨、遺言書の所在等の情報が整理されていないことにより、本人の意思に沿った対応が実現されない可能性がある。

これらの課題に対しては、成年後見制度、終身サポート事業等、区において既存制度や取組があるものの、費用負担や契約要件等の観点から利用できる人が限られているほか、対象や目的、取り扱う情報の範囲が限定されているため、必要な情報を網羅的に整理・共有することができず、本人の意思や希望が適切に反映されにくい状況にある（別紙１のとおり）。

３　事業概要

こうした課題に対応し、緊急連絡先、納骨等に関する情報を事前に登録することで、必要な場面において関係機関等が必要な情報を把握できる環境を整備し、本人の意思や希望に基づいた適切な対応の実現を図ることを目的として、終活情報登録事業を実施する。

（１）対象者

原則として区内在住の６５歳以上（調整中）

（２）相談件数見込み　約１，０００件／年

登録件数見込み　約　　１３０件／年

（３）登録項目

①本人生存中（緊急時）に必要な情報

・緊急連絡先
・かかりつけ医療機関（医療情報）
・介護サービス登録事業者
・リビングウィル（延命治療等に関する意思表示）の保管場所
・エンディングノートの保管場所
・臓器提供の意思（記載場所）
・献体の登録先
・死後事務委任契約や終活に係る生前契約等

②火葬後以降必要な情報

・遺言書の保管場所及び指定開示者
・納骨先所在地及び指定開示者

（４）登録費用

無料

（５）実施内容　（別紙２のとおり）

本事業では、適切な情報管理や速やかな開示が必要となるが、一方で単なる情報登録手続きにとどまるものではなく、本人の生活状況や将来不安、支援ニーズを把握した上で、必要な情報を整理し、適切な支援につなげることが重要である。

このため、情報管理・更新・開示については、区（所管課）において実施するが、相談・受付については、終活に関する相談支援を担う終活支援センター（社会福祉協議会への委託）において本人の意向確認や課題整理を行いながら、終活総合相談とあわせて一体的に実施する。

①相談・受付

利用者は、原則として終活支援センターにおいて登録（変更）申請を行う。センターでは本人確認および申請内容の確認を行い、位置情報端末を搭載したダイヤルロック式の専用ケースを用いた民間のセキュリティ便により、申請書を区へ送付する。区は申請書受領後、登録（変更）処理を行い、登録カードおよび完了通知を利用者へ交付する（申請書は別紙３のとおり）。

②情報更新

区は年１回、利用者に対して登録情報の更新に関する案内を送付する。
利用者は内容に変更がある場合、終活支援センターにおいて変更申請を行い、区は申請書受領後、内容の更新処理を行う。
また、変更の有無にかかわらず利用者に確認の機会を設けることで、登録情報の信頼性の維持に努める。

③情報開示

区は、医療機関、警察、消防、区の関係機関および指定開示者等からの照会

に対し、登録情報の内容に応じて情報提供を行う。
照会対応は原則として開庁時間内に行い、速やかに情報提供する。
また、利用者の死亡を把握した場合には、照会を待たず、指定開示者に対し登録情報が存在する旨の通知を行う。

④登録情報管理

区は、台帳等により登録情報の一元的な管理を行うとともに、概ね月２回住民基本台帳情報を基に転出、転居および死亡の確認を行う。また、必要に応じて登録情報の更新または廃止を行う。

４　法的整理

（１）登録情報の取扱いに係る責任について

本事業の実施に当たっては、区は関係法令等を遵守し、適正かつ適切に事務を執行する。また、業務の遂行に当たっては、善良な管理者としての注意義務をもって対応するものとする。

さらに、利用規約において責任の範囲及び免責事項を明確に定めるとともに、受付時の説明を丁寧かつ明確に行うことにより、法的トラブルの未然防止に努める。また、登録情報の内容は本人の意思に基づき決定されるものとし、職員は制度説明等の事務的支援を行うものとする。明らかな誤記その他客観的な誤りが認められる場合を除き、登録情報の内容については本人の判断を尊重するものとする。

（２）情報開示に係る法的根拠について

本事業における登録情報の開示は、本人の同意に基づくものとし、個人情報の保護に関する法律第６９条第２項第１号を根拠として行う。

（３）相続人が権利の承継を主張して開示請求を行う場合について

保有個人情報の開示請求権者は、個人情報保護法第７６条（開示請求権）により、本人、法定代理人又は任意代理人に限られており、相続人は開示請求者に含まれない。

５　事業開始日

令和９年４月１日

６　必要経費（概算）

（１）歳出

令和９年度計　約７，７００千円

【内訳】

委託料（終活支援センター運営）　約７，０００千円
委託料（セキュリティ便）　約　２００千円
消耗品費　約　５００千円

※終活支援センター運営に係る委託料については、本事業開始に伴う業務量の増加を踏まえ、必要な人員配置を含む運営体制を検討しており、積算結果を

踏まえて所要額を精査する予定である。

※参考：終活支援センター運営

令和８年度計　６８，３５７千円

【内訳】委託料　　６８，３５７千円

（２）歳入

都補助金　３，７５０千円（単身高齢者等の総合相談支援事業）

補助率　３／４（上限３，７５０千円）

７　関係機関への制度周知

事業の実施にあたり、医療機関、警察、消防等の関係機関に対し、本事業の趣旨や概要について制度周知を行う。

８　今後のスケジュール（予定）

令和９年　４月　終活情報登録事業の開始

別紙１

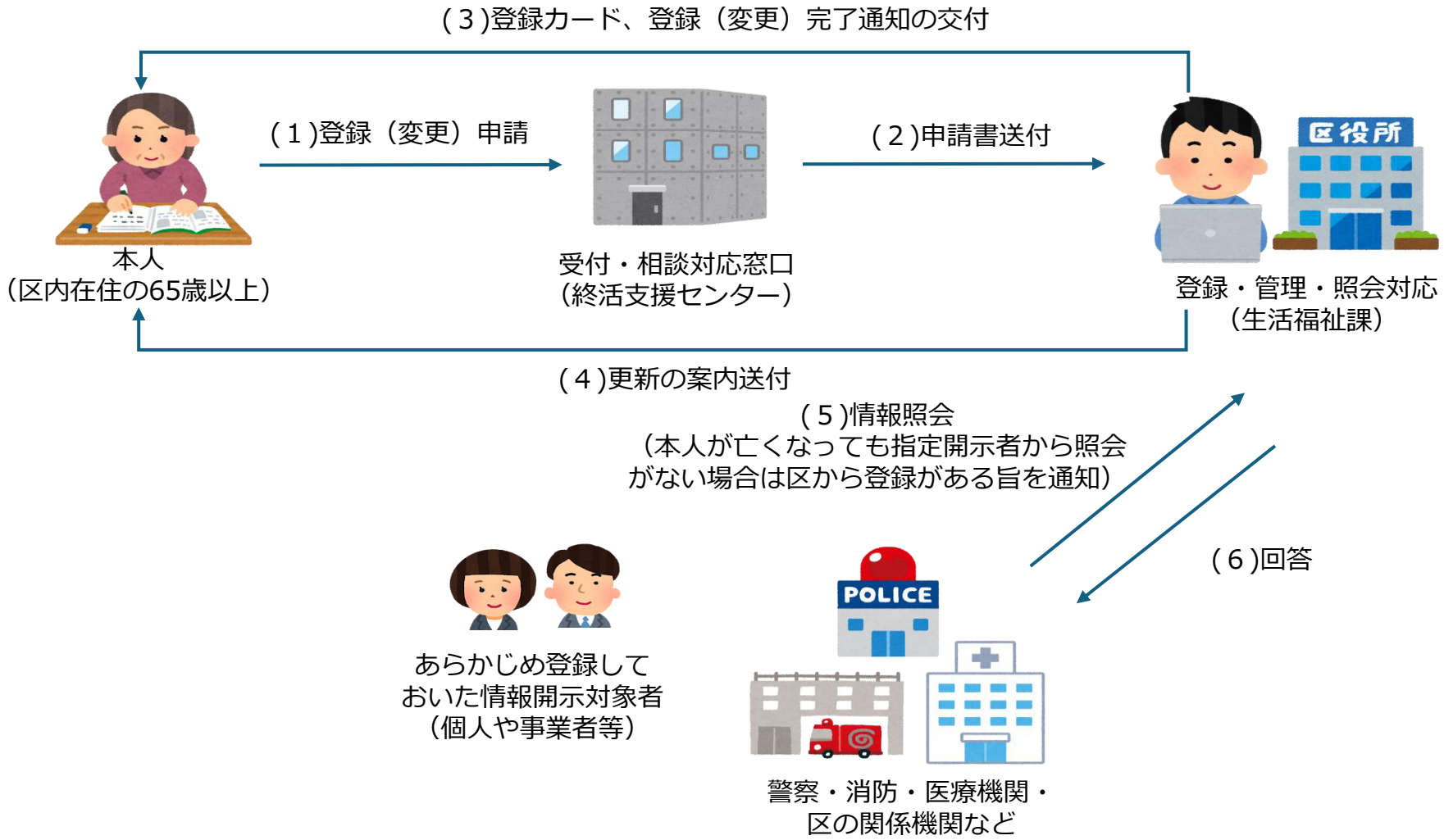
終活情報登録事業と区の類似事業の違い

事業名	事業所管	概要	本事業との違い
終活情報登録事業	社会福祉協議会 （生活福祉課）	緊急時や死後などに警察・消防・医療機関や指定した情報開示対象者からの照会を受け、あらかじめ登録した医療や生前契約、納骨先等の情報を伝達する仕組み。	
高齢者見守りステッカー	高齢福祉課	氏名や住所、緊急連絡先などを区へ登録しておくことで、警察などからの照会に迅速に緊急連絡先へ連絡することができる。	認知症高齢者等が外出先で保護された際の連絡を想定 ・医療情報や契約情報の登録・共有はできない ・死亡後の情報（納骨・遺言等）に対応していない ・情報の一元管理や横断的な提供はできない
せたがや一人歩きSOSネットワーク	社会福祉協議会	家族や介護者等からの依頼に基づき、地域の協力者にその方の特徴（服装・写真など）をメール配信し、早期の安全確保を目指す取組み。	認知症高齢者等の行方不明時の早期発見を想定 ・緊急連絡先以外の情報は登録できない ・平時や死亡後の情報共有には対応していない ・情報の蓄積・管理機能はない
いのちのバトン、熱中症予防シート等の緊急時安心ツール	地区社協 保健所	救急車での緊急対応時に役立つツールとして、いのちのバトンや熱中症予防シートの裏面等に、緊急連絡先やかかりつけ病院名を記載できるようにしている。	自宅での救急対応時の情報確認を想定 ・情報の更新・管理が本人主体になる ・照会に応じた情報提供はできない
お薬手帳を活用した連絡カード「あなたを支える医療・介護のケアチーム」	保健医療福祉推進課	お薬手帳に挟み込む連絡カードを作成。かかりつけ医、かかりつけ薬局、ケアマネ、訪問看護師、ホームヘルパー等の本人に関わる担当者の情報を共有するもの。	医療・介護関係者間での情報共有を想定 ・医療・介護以外への情報提供はできない ・死亡後の情報は対象外 ・本人の意思伝達を主目的としない
高齢者終身サポート事業	社会福祉協議会 （生活福祉課）	頼れる身寄りがなく資力が十分でない高齢者を対象に、入院・入所した時や亡くなった時などのサポートを行う事業。	契約に基づく生活支援・死後事務の実施を想定
公正証書遺言、自筆証書遺言保管	公証役場、法務局	自分の財産を誰にどのように残したいか、自分の意思を相続人に伝えることを目的とする。	死後の財産承継に関する意思表示を想定 ・生前の医療・緊急情報には対応していない ・情報を網羅的に整理する仕組みではない

終活情報登録事業について

別紙２

終活情報登録事業は、申請者が緊急連絡先、持病、葬儀の生前契約、お墓の場所などの情報を自治体に登録し、本人の救急搬送時や死後などに、警察・消防、医療機関ならびにあらかじめ指定した情報開示対象者から照会があった場合に、その情報を自治体が伝達する事業。



第１号様式（第〇条関係）

登録番号

世田谷区終活情報登録事業 申請書（案）　【新規・変更】

年　　月　　日

（宛先）世田谷区長

世田谷区終活情報登録事業について、下記内容に同意の上、登録を申請します。

（１） 登録者が病気･事故等により意思表示ができなくなったとき又は死亡したときに、警察、消防、医療機関、区関係機関（以下「関係機関」といいます。）及び照会先として指定した方から区へ照会があった場合、開示を行います。

（２）住民基本台帳情報を基に、異動状況の確認を行います。

（３）住民基本台帳情報を基に、システム上で個人に割り振られた宛名番号を収集し、本事業に関連付けを行います。

（４）区が登録者の死亡を把握したときは、必要に応じ、照会先として指定した照会対象者に対し、終活情報の登録の有無について通知を行います。

（５）事業の受託事業者が変更になった場合、情報を引き継ぐため、次の事業者に対して登録された終活に関する情報等を提供します。

（６）終活情報の開示により発生したトラブル等については、区は一切の責任を負いかねます。

申請者（本人又は後見人）		
	フリガナ	
	氏　名	□自書
	生年月日	年　　月　　日
	住　所	〒
	電話番号	（自宅）　　（携帯）
【担当者使用欄】□ 申請者（成年後見人）の身分証明書確認済 □ 成年後見人の登記事項証明書確認済		

登録対象者（本人情報）	
□ 申請者と同じ（以下、記入不要） □ 申請者と異なる（以下、登録対象者情報を記入）	
フリガナ	
氏　名	
生年月日	年　　月　　日
住　所	〒
電話番号	（自宅）　　（携帯）

※ 登録対象者が成年後見開始の審判を受けている場合に限り、成年後見人も申請できます。
その場合、登記の事実が分かる書類を提示ください。

【登録情報】

別紙３

１　緊急連絡先（個人・法人とも登録可）

【開示先】□関係機関

□下表で「照会可能な方」として指定した人

※ 緊急連絡先を登録する場合、「登録事業緊急連絡先（第２号様式）」を提出してください。

※ 任意後見契約をされている方は、必ず任意後見受任者を緊急連絡先に指定してください。

	氏名（名称）	関係	住所・電話番号	照会可能な方	登録同意書
1	フリガナ		住所 電話	□	□
2	フリガナ		住所 電話	□	□
3	フリガナ		住所 電話	□	□
4	フリガナ		住所 電話	□	□

２　かかりつけ医療機関

【開示先】　□ 関係機関

□ １緊急連絡先で「照会可能な方」として指定した人

	1	2	3
医療機関名	（電話　　）	（電話　　）	（電話　　）
診療科名			
病名・症状			
処方薬			
アレルギー	□あり□なし	□あり□なし	□あり□なし

3　介護サービス登録事業者

【開示先】　☐ 関係機関
　　☐ １緊急連絡先で「照会可能な方」として指定した人

登録先	住所	電話番号

4　リビングウィル（延命治療等に関する意思表示）の保管場所

【開示先】　☐ 関係機関
　　☐ １緊急連絡先で「照会可能な方」として指定した人

保管場所	

5　エンディングノートの保管場所

【開示先】　☐ １緊急連絡先で「照会可能な方」として指定した人

保管場所	

6 臓器提供の意思

【開示先】　☐ 関係機関
　　☐ １緊急連絡先で「照会可能な方」として指定した人

臓器提供に関する意思(該当する☐にチェックしてください) ☐希望しない ☐希望する→☐臓器提供意思表示カード ☐臓器提登録カード　☐運転免許証(運転経歴証明書) （記載場所）☐資格確認書(有効期限内の健康保険証）☐マイナンバーカード ☐その他記載場所〔　　〕

7　献体登録先

【開示先】　☐ 関係機関
　　☐ １緊急連絡先で「照会可能な方」として指定した人

登録先	住所	電話番号

8　死後事務委任契約や終活に係る生前契約等

【開示先】　☐ 関係機関
　　☐ １緊急連絡先で「照会可能な方」として指定した人

契約事項等	契約相手の名称	住所	電話番号	保管場所

※任意後見契約をされた方は、必ず任意後見受任者を緊急連絡先に指定してください。

9　遺言書の保管場所及び指定照会対象者

【開示先】　☐ １緊急連絡先で「照会可能な方」として指定した人
　　☐ 下表で指定した方（指定照会対象者）

種類	保管場所	作成年月日
☐ 自筆証書遺言 ☐ 公正証書遺言		年　月　日

		氏名	関係	住所・電話番号
指定照会対象者	1	フリガナ		住所 電話
	2	フリガナ		住所 電話

※指定照会対象者の情報は開示しません。

１０　納骨先所在地及び指定照会対象者

【開示先】　☐ １緊急連絡先で「照会可能な方」として指定した人
　　☐ 下表で指定した方（指定照会対象者）

納骨先の名称 所在地（住所）	

		氏名	関係	住所・電話番号
指定照会対象者	1	フリガナ		住所 電話
	2	フリガナ		住所 電話

※指定照会対象者の情報は開示しません。